



地籍調査実施中

平成20年度は西高柳地区全域及び筒井・西古泉・浜地区の一部に着手



地籍調査とは、土地に関する戸籍調査ともいべき基礎的な調査です。

*一筆ごとの土地について、その実態を明らかにするために、主に次のような調査をしています。

- ① 所在、地番、地目及び境界の調査
- ② 登記簿に記載された所有者の表示に関する確認
- ③ 境界の測量及び面積の測定

現在、地籍に関する資料として法務局に保管されている登記簿や附属地図（公図）は、明治・大正期に作成されたもので、土地の境界が不明確であったり、当時の測量も不正確であったりするために、土地の実態と大きく異なっている場合があります。

そこで、公租、公課など住民負担の公平化、土地に関する紛争の防止など、多目的に役立てるために地籍調査を実施しています。その調査成果を法務局に送付し、公図が更新されると、土地所有者、利用関係が明らかになります。

松前町では、平成5年度から地籍調査を実施しており、現在までに中川原・徳丸・出作・神崎・大間・上高柳・恵

久美・鶴吉・永田・大溝地区の調査が終了しました。まもなく横田地区も完了予定です。東古泉・浜・西古泉・筒井の一部の地区については、現在実施中です。

平成20年度は、西高柳地区全域及び筒井・西古泉・浜地区の一部を新たに調査します。

この事業の中でも重要な一筆地調査は、土地所有者の方々 が現地において境界を確認する作業であり、皆様のご協力がなくては、進まない事業です。関係する地域の土地所有者の方に事前に説明会のご案内をしますので、地籍調査の主旨を理解していただき、参加、ご協力をお願いします。

※ 一筆：土地の所有権などの公示のために人為的に分けた区画です。土地登記は、一筆ごとになされ、土地取引の単位となります。

問い合わせ

役場産業課国土調査係

☎985-4127

